

平成15年6月10日

高松市長 増田 昌三 殿

香川の野鳥を守る会
代表 曾根 俊二

屋島におけるパラグライダー飛行の中止 及び伐採地の原状回復を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さてご存知のとおり、屋島は歴史的にも自然環境的にも特筆すべき価値を有しており、瀬戸内海国立公園に指定されています。また多種多様な野鳥が生息し、環境省のレッドデータブックにも記載されている絶滅危惧種のハヤブサ・ミサゴも生息するなど、香川県の野鳥にとってかけがえのない場所でもあります。現在屋島は鳥獣保護区に指定されていますが、その豊かな自然環境を守っていくことが、私たちの次世代に対する責務といえます。

ところが現在、屋島においてパラグライダーの飛行が計画され、その発進地として既に一部区域が伐採されています。また貴市では、「活性化対策」として補助金を支出して推進されています。

しかし五色台におけるパラグライダーの飛行と猛禽類の観察状況から、屋島でパラグライダーが飛行した場合、絶滅危惧種であるハヤブサやミサゴの行動範囲・採餌頻度が減少し、その生息・繁殖を阻害する可能性が非常に高いと考えられます。またその他の多くの野鳥の生息にも悪影響を及ぼし、屋島における野鳥の生息状況に対して、多大な悪影響を与える恐れがあります。

また、活性化といいながら、県内に既に8箇所も同様の施設があるにもかかわらず、なぜ屋島に整備するのか、それによってどれほどの効果があるのかを検証された様子はありません。

屋島の活性化対策は必要ですが、天然記念物・国立公園特別地区・鳥獣保護区・保安林といったさまざまな保全・保護の規制を解除してまで屋島の歴史的・自然的価値を破壊し、一部の愛好者にしか利用されない施設を作ることは全く無意味であり、むしろ公共的な財産に対する犯罪ですらあります。その推進に市費を投入する必要はありません。

よって、屋島におけるパラグライダー飛行(試験飛行を含む)の中止、伐採地の原状回復を求めます。

なお本会では、この屋島におけるパラグライダー飛行計画の推進に際し、貴市及び関係者が野鳥への影響、また活性化の効果の検証等も行わず、不適切に事業を進め、また補助事業としての監督もしていないのではないかと危惧しています。

例えば鳥類(猛禽類)の事前調査については、平成14年度3月議会において高松市長が「県が事前調査を行った」旨の答弁をされていますが、本会が確認した限りではそのような事実はなく、期間的にも不可能です。また活性化対策の面でも、県内の既存施設の状況、また利用見込などを調査し、費用対効果を十分に検討した様子もありません。

もし、実際に不適切に事業が進められ、口実程度の調査だけで事業が進められた場合、それは行政としての責任を問わざるを得ません。

よって別紙のとおり個々の疑問点を整理しましたので、それらについて高松市の責任において具体的に明らかにされるようお願いいたします。